

介護を社会で支えあっています

1 介護保険制度について

介護保険制度は、40歳以上の方全員が被保険者（保険加入者）となって保険料を納め、介護が必要と認定された時、費用の一部（原則10%）を支払って、介護サービスを利用する制度です。

◎要介護の認定が必要です。

介護サービスを利用するときは、要介護状態または要支援状態の認定を受けるために、町に要介護認定の申請を行う必要があります。（40歳から64歳までの方は、脳血管疾患など20の特定疾病が原因となって、介護が必要であると認定された方以外は、対象となりません。）

2 介護保険料について

それぞれの区分に応じて保険料が算定されます。

◎40歳から64歳までの方（第2号被保険者）

所得によって異なり、加入している医療保険料（税）と合わせて納めていただきます。

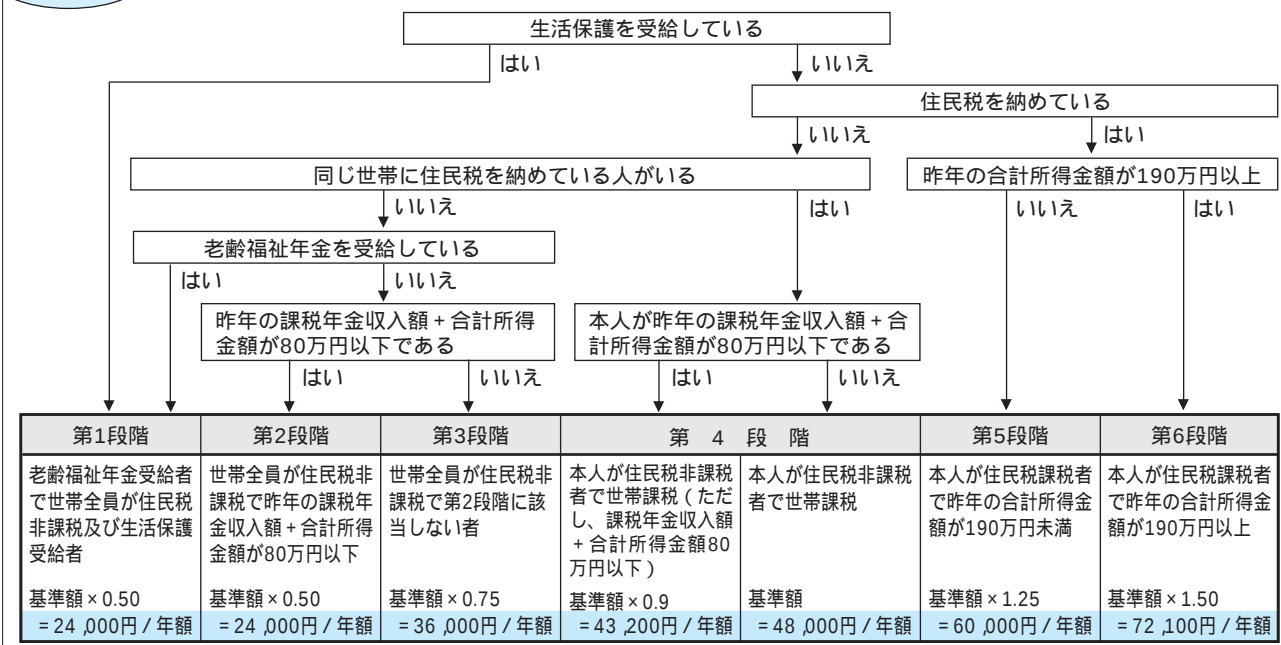
区 分	保 険 料 の 決 め 方	保 険 料 の 納 め 方	納 期
国民健康保険に加入している方	保険料は国民健康保険税の算定方法と同様に、世帯ごとに決められます。 介護保険料(限度額12万円)=所得割+均等割 詳しくは、町民課税務係 ☎ 2112 へ	町から送付する納付書で医療保険分とあわせて世帯主が納めます。	4月～1月(10期)
職場の医療保険に加入している方	介護保険料=給とおよび賞与×介護保険料率	医療保険分とあわせて給与及び賞与から差し引かれます。	毎月(12回)

◎65歳以上の方（第1号被保険者）

介護保険は3年ごとに保険料の見直しをおこなっています。保険料の額は、3年間（平成24年度～平成26年度）に提供される介護サービスの費用の見込に基づき、保険給付に要する費用の約20%を65歳以上の方の人数で割り返した額を保険料基準額（年額）としています。

あなたの
保険料は？

平成24年度 基準額：48,000円（年額） 4,000円（月額）



保 険 料 の 納 め 方	納 期
年金額の年額が18万円以上の方：年金から天引き（特別徴収）	偶数月（年6回）
年金額の年額が18万円未満の方：町から送付する納付書で納めます（普通徴収）	4月～1月（10期）

お問い合わせ
保健福祉課 ☎ 1603
または ☎ 1607

合計所得金額...収入金額から必要経費に相当する金額を控除した金額のことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額です。